## 名古屋市告示第 556号

## 有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例(昭和34年名古屋市条例第15号)第18条の4第2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則(昭和34年名古屋市規則第14号)第6条第3項の規定により告示します。

令和 7年11月14日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 有料公園施設の名称 白鳥公園白鳥庭園 白鳥公園駐車場

## 2 変更内容

(1) 令和 7年11月15日、同月21日から同月24日まで及び同月28日から同月30 日までの供用時間について、下記のとおり変更します。

有料公園施設の名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
白鳥公園白鳥庭園	午前 9時から	午前 9時から
	午後 4時30分まで	午後 7時30分まで
白鳥公園駐車場	午前 8時45分から	午前 8時45分から
	午後 5時まで	午後 8時まで

## (2) 令和 7年11月16日の供用時間について、下記のとおり変更します。

有料公園施設の名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
白鳥公園白鳥庭園	午前 9時から	午前 8時30分から
	午後 4時30分まで	午後 7時30分まで
白鳥公園駐車場	午前 8時45分から	午前 8時15分から
	午後 5時まで	午後 8時まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課